

# 労働者派遣業界・人材ビジネス業界の一步先ゆく～アスプラス～

平成24年労働者派遣法改正への対応と課題

## 【創刊にあたり】

今回の労働者派遣法の改正は、平成20年に自民党政権時代に着手されました。その後民主党・社民党による連立政権が誕生し、登録型派遣の禁止や製造派遣の禁止を盛り込んだ労働者派遣法改正案が閣議決定されました。その後この労働者派遣法改正案は、継続審議となり昨年末衆議院の厚生労働委員会で自民党・民主党・公明党が大幅な修正合意し、今年4月6日に成立しました。

平成20年から4年間に派遣元企業だけでなく、派遣先企業の方もいろいろと検討されたことと思います。今回の労働者派遣法改正については、私自身十分な改正であるとは評価していません。現実的な対応が十分ではないと思っています。

しかしながら、先ごろ厚生省の労働政策審議会において、改正労働者派遣法の施行日が示されました。平成24年10月1日です。派遣元企業だけでなく、派遣先企業も早急に対応することが必要になります。派遣先企業においては、この4カ月余りの対応によって企業発展の分岐点になる可能性があります。派遣元企業の経営者・営業担当者・コーディネーターの方の少しでもお役に立てればという想いで『労働者派遣事業業界・人材ビジネス業界の一步先ゆく～アスプラス』を創刊致しました。さらに派遣先企業についても今回の労働者派遣法改正案には、「労働契約申込

みみなし制度」や派遣先企業への指導強化が盛り込まれています是非、ご活用いただければ幸いです。

## 【アスプラスとは】

この「アスプラス」の基本コンセプトは平成24年改正労働者派遣法に関する情報提供を行ってきます。毎月1日・15日の月2回発刊してきます。

## 【アスプラスの特徴】

1、「アスプラス」の特徴は単に労働者派遣法改正に伴う最新情報提供を行うだけでなく、派遣先企業への商談・提案等のすぐ使える提案書資料（ひな形）がついてくるということです。

2、これまで社会保険労務士・人材ビジネスマスターとし多くの労働者派遣会社・業務請負会社・職業紹介会社を支援してきました。より多くの人のお役に立ちたいという思いでブログやホームページを立ち上げました。

## 【ブログ】人材ビジネスマスター

<http://powerhouse-hr.livedoor.biz>

## 【HP】

<http://www.yamamoto-sr-office.com/>

しかしながら、ブログやホームページになると、本当に大事なノウハウについて公開することをためらいがちになります。そこで「アスプラス」を有料にすることで私がこれまで得たノウハウ・経験を余すことなく紹介できます。

3、労働者派遣事業だけでなく、有料職業事業、業務請負事業との関連等を含めて平成24年改正労働者派遣法対応策を提案していきます。

## 【アスプラス 創刊号の内容】

●平成24年改正労働者派遣法の概要について解説しています。

さらに今後厚生労働省令等によって決定されるについて分かり易くまとめています。紆余曲折あって成立した今回の改正労働者派遣法を正しく理解していくことが不可欠です。また今後厚生労働省令によって決まっていく事項について分かり易くまとめています。

## (プロフィール)

特定社会保険労務士 人材ビジネスマスター  
派遣元責任者講習講師 山本真一

大手業務請負(人材派遣)会社で九州地区安全衛生・法務責任者として勤務。その後、社会保険労務士として平成14年独立開業。平成14年より派遣元責任者講習講師をしています。これまで労働者派遣事業・有料職業紹介事業の許可・届け出や労働局による定期指導に対する支援等、労働者派遣事業だけでなく、業務請負・有料職業紹介事業においての多くの企業の指導・支援を行っています。